

**多様性に満ちた社会づくり推進事業
広報・啓発業務委託仕様書**

1 目的

多様性に満ちた社会づくりを推進するため、県民の理解促進を図る広報・啓発の実施、フォーラムの開催等を行う。

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 委託業務の内容

次の業務内容を網羅した上で、この他に多様性に満ちた社会づくりにつながる取組があれば提案すること。

(1) テレビCMの放送

(ア) 放送するテレビCM

- ・内容：県が令和4年度及び令和5年度に制作したCM8本

(イ) 放送時期等

- ・時期：令和6年6月頃から令和7年3月頃
- ・媒体：県内民放テレビ
- ・放送順：別途、県と協議の上決定すること。

(令和4年度県制作CM <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/69401>)

(令和5年度県制作CM <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77360>)

(2) SNS広告等の配信

(ア) 配信する広告

- ・内容：(1)におけるテレビCM、その他県が指定するもの

(イ) 媒体等

- ・媒体：動画配信サイト等による配信
- ・時期：令和6年6月頃から令和7年3月頃
- ・対象者：別途、県と協議の上決定すること。
- ・配信順：別途、県と協議の上決定すること。

(ウ) その他

- ・別途県が指定する県公式ウェブサイト等へのリンクURLを設けること。
- ・広告表示（視聴）回数、視聴率等を月単位で把握・分析し、翌月10日までに報告すること。ただし、令和7年3月分の報告は委託期間終了日までとする。

(3) 映画幕間広告の配信

(ア) 配信する広告

- ・内容：(1)におけるテレビCM、その他県が指定するもの

(イ) 配信場所等

- ・場所：秋田県内の映画館（1つ以上）
- ・時期：令和6年8月頃から令和7年3月頃
- ・配信順：別途、県と協議の上決定すること。

(ウ) その他

- ・月ごとの広告配信回数及び来場者数を、配信した映画館単位で把握し、翌月末までに報告すること。ただし、令和7年3月分の報告は委託期間終了日までとする。

(4) 県民意識の醸成を図るためのフォーラム（以下「フォーラム」という。）の開催

(ア) フォーラムの概要

- ・時 期：令和6年8～9月頃
- ・時 間：2時間程度
- ・回 数：1回
- ・対象者：県民
- ・場 所：秋田市内のホテル等（100名程度の現地参加を想定。その他オンライン参加を可能とすること）
- ・内 容：基調講演（1名）、パネルディスカッション（4名程度）
- ・その他：進行役として司会者1名を配置すること。
見積書には基調講演者、パネリスト、司会者への謝金を含めること。
フォーラムの様子を撮影し、字幕を付して後日動画データとして納品すること。

(5) フォーラムの開催案内チラシの制作・発送

(ア) 規格

- ・作成部数：5,000部
- ・サイズ：A4判
- ・紙 質：マットコート紙4/6判90kgを想定
- ・印 刷：両面フルカラー

(イ) 掲載内容

- ・フォーラムの内容等（県民を対象に、基調講演やパネルディスカッションの概要、条例の内容や県等における取組の紹介などを予定）
- ・その他県が指定する内容

(ウ) 発送時期・回数

- ・令和6年7～9月頃 1回

(エ) 送付先・送付部数

- ・県が別途指定する団体（市町村や大学、関係団体など約70団体）
- ・4, 500部程度

（6）イベントでのブース出展

（ア）ブース出展の概要

- ・回数：2回程度
- ・対象者：県民
- ・対象イベント：県内で実施されるさまざまな世代の県民が参加するイベント
- ・内容：映像等を用い、多様性に満ちた社会づくりに係る県の取組を紹介
その他県が指定する内容

（7）ワークショップの開催

（ア）ワークショップの概要

- ・回数：2回程度（1回目：7月頃、2回目：9月頃）
- ・時間：1回当たり1～2時間程度
- ・招聘者：さまざまな場面における多様性に係る課題や問題意識を聴取するため、幅広い年代及び多様な分野から選出すること。
人数は1回当たり4名程度とし、このうち2名程度は差別等の当事者を可能な限り招聘すること。
- ・場所：秋田市内の会議室等（適宜オンラインの活用も可）
- ・内容：県担当者から県の取組について説明した後、県に求める取組等について各招聘者から意見聴取
なお、2回のうち少なくとも1回は幅広い世代間で意見交換ができるように人選すること。
- ・その他：聴衆としての一般参加は募集しない（報道機関への公開は可）。
進行役としてファシリテーターを1名配置すること（上記招聘者と兼ねることも可）。
見積書には招聘者及びファシリテーターへの謝金を含めること。
発言内容等を記載した会議記録を作成し納品すること。

4 成果品の納品

成果品は、次のとおりとし、（1）はフォーラム開催の1か月前までに、（2）はフォーラム開催後1か月以内に、（3）は各ワークショップ開催後2週間以内に、あきた未来戦略課（秋田県庁本庁舎5階）に納入すること。

（1）フォーラムの案内チラシ

印刷物及びデータ（PDF及び以後の加工処理が可能なデザインソフトデータ）
印刷物については、発行部数から発送部数を引いた残部

- (2) フォーラムの動画
フォーラムの様子を撮影した動画のデータ（字幕を付すこと。）
- (3) ワークショップ会議記録
会議記録のデータ（加工可能なもの）

5 スケジュール等

具体的な実施スケジュール及び実施体制を示すこと。

6 権利の帰属

- (1) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、使用権に関する全ての権利は、県に無償譲渡するものとする。なお、県が譲渡を受けた部分の利用・改変については、受託者は著作権者人格権を行使しないものとするが、県は、譲渡された部分の本質を損なうことが明らかな改変は行わないものとする。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに、デザインを他に流用することはできないものとする。

7 その他留意点

- (1) 3に示す業務については、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこと。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託することは、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ可とする。
- (3) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

8 実績報告等

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して業務完了届、実績報告書、収支精算書その他県が指示する資料等を提出すること。

9 検査

8の業務完了届を受理したとき、県は速やかに報告内容について検査を行うものとする。

10 支払

9の検査に合格した後、受託者からの請求により委託料の支払を行う。

11 その他

本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。